

平成26年10月9日

各 位

会 社 名 株式会社明光ネットワークジャパン
代表者名 代表取締役社長 渡 邊 弘 毅
(コード番号 4668 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 荻 田 修
(TEL. 03-5860-2111 代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成26年11月21日開催予定の第30回定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条第2項を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2 (新 設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成26年11月21日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成26年11月21日 (金曜日)

以上